

公教育計画学会声明

「今こそ、インクルーシブ教育への転換を

— 改正障害者基本法の教育項目において、

インクルーシブ教育への転換を明記すること—」

公教育計画学会

私たち公教育計画学会会員は、今、改正障害者基本法の内容が検討されているこの時に、その教育項目に関して、「障害」を理由として別学を原則とする現在の「特別支援教育」から、障害のあるなしにかかわらず共生社会の一員として地域の学校で共に学ぶ共学を原則とする「インクルーシブ教育」への転換を明記されることを求めて、ここに声明を行う。

2月14日の第30回障がい者制度改革推進会議において提出された「障害者基本法の改正について(案)」は、こうした趣旨から大きく後退した案であり、とうてい受け入れることはできない。とりわけ、「教育」の(16)は、不要な語を挿入するにとどまり、ほとんど現行法と変わることがない。これでは、現状の分離教育を追認することに他ならず、障がい者制度改革推進会議の設置趣旨とも大きく異なり、断じて容認できない。以下私たちの考えを表明する。

1、障害により子どもの学ぶ場を分ける現行の制度は、共生社会の実現に矛盾する

障害者権利条約の批准を控えて、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議は、昨年1月から精力的な議論を重ね、6月には『第1次意見』、12月には『第2次意見』をまとめた。その中では明確に、これからの障害のある子どもの教育の在り方としては、障害のある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶことを原則とし、同時に合理的配慮を行うインクルーシブ教育への転換を求めている。

このような障害者制度改革の「意見」は、障害者権利条約の理念が「共生社会」の実現にあることを目的としていることから考えても当然である。現在のような別学を原則とする特別支援教育の下では、障害のある子とない子が日常的に出会うことが少ない。障害の種類と状態に応じた特別な教育が必要という理由で学級と学校が分けられているからである。

学校教育においては、本来、子どもの一人ひとりに応じた配慮が行われるべきである。この配慮には障害の状態に応じた「合理的配慮」も含まれる。このような配慮は、子どもが学ぶ場を分けることなく行われなくてはならない。共学の中でこそ共生社会を共に生きる知恵を、障害のあるなしにかかわらず一人ひとりその子なりの仕方で、身につけることができるからである。

学ぶ場を分けたところでは、子どもたち一人ひとりに、お互いが共生社会を共に生きる仲間だという認識が育つのが困難である。法令により一方的に子どもの生きる場を分ける現行制度は、子どもの所属意識にも強く影響を与えており、共生を促進することに逆行している。子どもの意識には、障害のある友だちとの出会いがほとんどないため、障害のある人に対して「かわいそうな人」「何もできない人」「福祉の対象」「こわい人」という否定

的なイメージが形成されている。これはまさに別学体制の帰結として、子どもたちが日常的に障害のある人との学びの共同化を経験していないからである。

2、学校教育の現状では、インクルーシブ教育の実現は困難だというのは本当か

『第1次意見』と『第2次意見』によりインクルーシブ教育への転換が明確にされて以来、インクルーシブ教育への転換を危惧する見解が様々な立場から出された。今すぐ特別支援学校がなくなる、地域の学校にはいじめがあるから、学力低下が叫ばれている中で居場所がない、通常学級では放置される、などである。これらの不安は恣意的なものは論外であるが、学校教育の現状を考えてみるとうなずけるものである。現在の学校教育は多くの課題を抱えており、障害のある子どもに限らず、多くの子どもたちが苦しんでいる。

しかし、このような不安があるからという理由で現行制度を追認することでいいのか、真剣に考える必要がある。現行のようなきびしい学校教育を直視しても、インクルーシブ教育への転換を先送りするという判断は誤りである。近年、特別支援学級への入級生数と特別支援学校の入学者数は増加の一途をたどっている。障害のある子どもがそれだけ地域の学校において、障害のない子と共に学ぶことが困難になってきているのである。このような傾向はインクルーシブ教育と逆行するものである。

そうであるがゆえに、むしろインクルーシブ教育への制度的転換を実現し、それを機に今の学校教育の在り方を見直し改革していくこそが今必要とされているのである。

障害のある子もない子と共に学びあえるような教育実践とそうした実践を展開する学校を創り出していくことが必要になっているのだと考える。

3、衆知を結集して、「インクルーシブ教育推進計画」を立案し実行していく

立場の違いを超えて衆知を結集して、「インクルーシブ教育推進計画」を立案し実行に移すことが必要である。まず10ヵ年計画を立案していくことである。そうした計画を立案する際には、たとえば次のような計画の項目が考えられる。私たち学会会員も積極的にこの計画の作成と実行に参加したいと考える。

- (1) 法制度の改正・整備：○学校教育法の改正 ○学校教育法施行令の改正
○学籍一元化の実現 ○就学基準を廃止し、修学支援表を作成 ○就学指導委員会を修学支援委員会に改組 ○親の選択権を認めた上での専門的な支援
- (2) 教育実践の創造と展開：○インクルーシブ教育推進校の指定 ○学級定員の改正
○教員の配置、支援員、養護教員、看護師の配置 ○障害のある教員の採用 ○学校ボランティアの養成 ○バリアフリー化の促進、医療的ケアの体制整備、地域医療体制の充実、○施設整備計画の立案 ○特別支援学校における地域移行計画の立案
- (3) 教育行政の役割：○インクルーシブ教育推進校の指定と援助
- (4) 教員養成：○障害者権利条約の学習 ○インクルーシブ教育の実践研究 ○修学支援計画の作成と改善
- (5) 関係機関との連携：○医療関係者と心理学関係者の支援体制の確立 ○国立インクルーシブ教育総合研究所での研究の推進
- (6) 放課後支援と地域資源の開発：○地域の生きる場の創設 ○CILやNPOとの連携
- (7) 地域社会における理解の促進：○市民への啓発活動の実施